

# 利用料

## (1) 基本的なサービス利用料

	月～金曜日
児童発達支援事業給付費	① 0.5 時間以上～1.5 時間以下 901 単位
	② 1.5 時間超～3 時間以下 928 単位
	③ 3 時間以超～5 時間以下 980 単位

## (2) その他のサービス利用料金

### ア、利用者上限負担管理加算 (150 単位)

指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者合計額の管理を行った場合に 1 月につき所定料金を加算させていただきます。

### イ、欠席時対応加算 (94 単位)

利用者が利用を予定していた日の 2 日前までに、急病等によりその利用を中止した場合、家族等への連絡調整を行うとともに状況を記録し相談援助を行った場合に 1 回につき所定料金を加算させていただきます。(月 4 回まで算定)

### ウ、個別サポート加算 I (120 単位)

ケアニーズの高い利用児童に対して支援を行った際に 1 日につき所定料金を加算させていただきます。(受給者証に基本報酬区分指標該当有と記載がある場合には算定)

### エ、個別サポート加算 II (150 単位)

心理的に不安定な要支援児童などに対して連携先機関等と状況等を共有し支援を行う。また、連携先機関と状況共有を年 1 回以上行い、記録を文章で保管するなどの支援を行った際に 1 日につき所定料金を加算させていただきます。

### オ、介護職員処遇改善加算 (II)

こども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算算定を行うものです。一月のサービスの利用総単位数の 1000 分の 128 に相当する額(円)になります。